

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>貿易保険共通運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058            沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正            平成 15 年 3 月 13 日 一部改正            平成 15 年 9 月 12 日 一部改正            平成 16 年 9 月 28 日 一部改正            平成 17 年 3 月 29 日 一部改正            平成 18 年 3 月 20 日 一部改正            平成 18 年 9 月 21 日 一部改正            平成 18 年 10 月 27 日 一部改正            平成 19 年 3 月 14 日 一部改正  <u>平成 21 年 9 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(損失防止軽減費用)</p> <p>第 4 条 損失の防止軽減義務の履行に要した費用(以下「損失防止軽減費用」という。)については、損失の防止軽減義務の履行によって取得した金額の範囲内において、かつ、<u>各保険約款上のてん補危険責任額の規定において定められた割合</u>で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>2 次の各号に掲げる費用は、損失の防止軽減義務の履行に要した合理的な費用として認めるものとする。</p> <p>一 渡航費及び現地滞在費については、社内出張命令書、旅券購入証、パスポート、現地滞在費の領収証、出張報告書等のエビデンスにより支出が確認できるもの。ただし、保険事故に係る債権(以下「事故債権」という。)の回収以外</p>	<p style="text-align: center;"><b>貿易保険共通運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058            沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正            平成 15 年 3 月 13 日 一部改正            平成 15 年 9 月 12 日 一部改正            平成 16 年 9 月 28 日 一部改正            平成 17 年 3 月 29 日 一部改正            平成 18 年 3 月 20 日 一部改正            平成 18 年 9 月 21 日 一部改正            平成 18 年 10 月 27 日 一部改正            平成 19 年 3 月 14 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(損失防止軽減費用)</p> <p>第 4 条 損失の防止軽減義務の履行に要した費用(以下「損失防止軽減費用」という。)については、損失の防止軽減義務の履行によって取得した金額の範囲内において、かつ、<u>支払保険金額の損失額に対する割合</u>で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>2 次の各号に掲げる費用は、損失の防止軽減義務の履行に要した合理的な費用として認めるものとする。</p> <p>一 渡航費及び現地滞在費については、社内出張命令書、旅券購入証、パスポート、現地滞在費の領収証、出張報告書等のエビデンスにより支出が確認できるもの。ただし、保険事故に係る債権(以下「事故債権」という。)の回収以外</p>	

<p>の目的のために支出された費用を控除した残余の部分について、次のイからハの範囲内とする。</p> <p>イ 事故債権の回収にのみ要した費用については全額</p> <p>ロ 債権(事故債権以外の債権を含む。)回収以外の目的のために支出された費用が債権の回収に係る費用に含まれており判別が困難な場合においては、滞在日数等業務の比率により按分した額</p> <p>ハ 事故債権以外の債権の回収に係る費用が事故債権の回収に係る費用に含まれており判別が困難な場合においては、各債権額により按分した額。</p> <p>二 弁護士費用、取立委任手数料その他の費用については、事故債権の回収に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの</p> <p>三 貨物の処分に要した費用については、金利、倉庫保管料、輸出不能となった貨物を再輸出した場合の加工費、梱包費、運送費、保険料、手数料等のうち、当該処分のために要した費用であることがエビデンスにより確認できるもの</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、損失の防止軽減義務の履行に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの</p> <p>3 銀行手数料、郵便料その他保険事故が発生すると否とに関わらず通常被保険者が負担すべき費用については、損失防止軽減費用として認めない。</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p>	<p>の目的のために支出された費用を控除した残余の部分について、次のイからハの範囲内とする。</p> <p>イ 事故債権の回収にのみ要した費用については全額</p> <p>ロ 債権(事故債権以外の債権を含む。)回収以外の目的のために支出された費用が債権の回収に係る費用に含まれており判別が困難な場合においては、滞在日数等業務の比率により按分した額</p> <p>ハ 事故債権以外の債権の回収に係る費用が事故債権の回収に係る費用に含まれており判別が困難な場合においては、各債権額により按分した額。</p> <p>二 弁護士費用、取立委任手数料その他の費用については、事故債権の回収に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの</p> <p>三 貨物の処分に要した費用については、金利、倉庫保管料、輸出不能となった貨物を再輸出した場合の加工費、梱包費、運送費、保険料、手数料等のうち、当該処分のために要した費用であることがエビデンスにより確認できるもの</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、損失の防止軽減義務の履行に要した合理的な費用であることがエビデンスにより確認できるもの</p> <p>3 銀行手数料、郵便料その他保険事故が発生すると否とに関わらず通常被保険者が負担すべき費用については、損失防止軽減費用として認めない。</p> <p>第5条～第16条 (略)</p>	
---	--	--